



国空航第201号
平成28年4月14日

一般財団法人日本航空協会
会長 野村 吉三郎 殿

国土交通省航空局安全部
運航安全課長 高野 滋



伊勢志摩サミット開催に伴う飛行制限区域の設定について

伊勢志摩サミットの開催に際し、サミット開催期間中及びその前後において、経空テロを未然に防止する対策が行われることに伴い、飛行制限区域を定める告示(平成28年国土交通省告示第664号)が公布されたので、貴団体傘下会員に対し周知徹底するよう取り計らわれたい。